〈薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名〉
法人の場合、各役員が分掌する業務の範囲を決定した結果、その分掌する業務の範囲に、薬事に関する法令に関する業務（薬事に関する法令を遵守して行わなければならない業務）が含まれる役員が「責任役員」に該当します。
代表者のほか、上記に該当する役員の氏名を列記してください。

〈通常の営業日及び営業時間〉
通常の営業日ごとの営業開始時間と営業終了時間（営業時間）を記載してください。
営業時間は、「実店舗を開店し、医薬品の販売・授与等を行う時間」（開店時間）と「閉店時、特定販売のみを行う時間（注文のみを単に受け付ける時間を除く。）」のことです。

様式第七十六

店舗販売業許可申請書

店舗の名称	ドラッグ記載例　〇〇店	
店舗の所在地	〒000-0000　福岡県〇〇町〇〇〇〇〇－〇〇〇 ℡000-0000-0000	
店舗の構造設備の概要	別紙のとおり	
医薬品の販売又は授与を行う体制の概要	別紙のとおり	
（法人にあっては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名	福岡　太郎、福岡　花子	
通常の営業日及び営業時間	月～日　10：00～22：00	
相談時及び緊急時の連絡先	℡000-0000-000　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ kisairei-pharm@demo.ne.jp	
特定販売の実施の有無	有　・　無	
申請者（法人にあっては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格条項 (1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	全員なし
(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	全員なし
(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	全員なし
(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者	全員なし
(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	全員なし
(6)	精神の機能の障害により店舗販売業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	全員なし
(7)	店舗販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	全員なし
備考		

上記により、店舗販売業の許可を申請します。

（元号）〇〇年　〇〇月　〇〇日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）　〒999-9999　TEL999-9999-9999
福岡県●●市●●●●●－●●●

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　株式会社ドラッグ記載例　代表取締役　福岡太郎

福岡県知事　　殿